

2005 年度夏期合同研究

東弁は7月20日、港区台場のホテル日航東京で、2005年度夏期合同研究を実施した。午前中に10の分科会、午後からは3つのテーマで全体討議を行ない、のべ457人が参加した。

第1分科会

「個人情報保護法と弁護士業務」

会員対象研修



古本晴英会員より、本年4月から全面施行された個人情報保護法の解説が行なわれた後、法律事務所がとるべき個人情報保護対策について提言がなされた。

■■ 個人情報保護法の解説

個人情報保護法における「個人情報」「個人情報データベース等」「個人データ」「保有個人データ」の各定義とこれらに対応する義務規定（取得・利用時の規制、保有時の規制、情報主体への対応）、個人情報とプライバシーとの差異、「個人情報取扱事業者」の定義等について、具体例を提示しつつ解説がなされた。

■■ 法律事務所においてとるべき対策

まず、法律事務所の「個人情報取扱事業者」該当性については、事務所の規模が小さく、顧客名簿が5000名を超えない事務所であっても、日弁連が作成した「会員名簿」を業務に

利用している弁護士は、すべて「個人情報取扱事業者」に該当することを前提に、対応をとるべきであるとの見解が示された。

とはいえ、弁護士は、もともと弁護士法や弁護士職務基本規程により守秘義務を負っており、また、依頼者との委任契約上、善管注意義務を負っているため、個人情報保護法の施行により、弁護士業務のあり方が大きく変わるものではないとの指摘がなされた。

そのうえで、法律事務所における個人情報保護対策として、①個人情報保護責任者を決める、②保有している個人情報を把握する、③個人情報を整理する、④個人情報に対するリスクを把握・検討する、⑤リスクに対する対策を決定する、⑥取扱ルールを文書化する、⑦ルールを周知させる、⑧定期的な検証作業、⑨ルールの見直し、⑩個別事案に対する対応、の10項目の提言がなされた。

（調査室嘱託 吉田 崇一郎）

第2分科会

「沖縄から見る米軍基地と人権問題」

人権擁護委員会沖縄問題部会



部会に関与する委員・会員がオムニバス形式で報告をした。

① 挨拶・環境問題

樋渡俊一委員長による挨拶及び報告

② 米軍基地・普天間の現状

寺崎昭義委員による報告

全国国土の0.6%に過ぎない沖縄に、在日米軍の75%が偏在している問題点を指摘。

③ DVD「沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故（2004

年8月13日)』上映

まず、墜落直後の状況、米軍ヘリの残骸等を収録したもの(沖縄国際大学収録)、次いで、米兵による同大の封鎖状況、ヘリ破片の民家等への飛散状況等(宜野湾市編纂)を上映。

④第二次世界大戦の沖縄戦の実情

儀同保会員による報告

同会員が、自らの兵士としての沖縄戦体験を報告。沖縄本島の港内の大破を目撃するも、大本営発表は「若干の被害」のみ。慶良間諸島の阿嘉島に上陸するも、1945年3月、既に沖に多数の米軍艦隊が集結し、我が方艦隊は全て米軍により破壊され、敗戦を予感。部隊長は「玉碎かなあ」とつぶやく。部隊の装備はサーベルと6連発のピストル1丁だけ(しかもピストルは自決用との厳命を受けていた!)。戦闘中、空しい戦争は終わりにして欲しいと実感。戦後60年の節目にあたり、沖縄問題の原点に迫る貴重な体験談であった。

⑤沖縄部会の由来

鈴木孝雄委員による報告

沖縄部会は、1995年、沖縄在留米兵による幼女暴行事件を契機に発足。沖縄は、大戦中、唯一上陸戦の被災。戦後も

日本国憲法が及ばない米軍統治を経験。現在も米軍基地の偏在により人権侵害が継続していることを鋭く指摘。

⑥日米地位協定に関わる刑事・民事手続と問題点

滝沢香委員による報告

裁判権・身柄引渡、賠償責任等の問題点を解説した。

⑦基地騒音問題「騒音公害との戦い」

榎本信行委員による報告

横田基地公害訴訟に当初から携わってきた同委員が同訴訟の問題点を解説。同訴訟を契機として嘉手納・普天間基地爆音訴訟が提起された経緯を報告。

⑧アメラジアン・スクール

大山美智子会員及び清水亜紀子部会長による報告

⑨沖縄復帰前後の問題

伊礼勇吉会員及び中島信一郎委員による報告

戦後の米軍統治下では名目的な三権分立にとどまり、事実上最終決定権が米民政府の高等弁務官に与えられていたなどの諸問題を、伊礼会員の直接体験を交え迫真の報告。

⑩質疑応答

(人権擁護委員会沖縄問題部会長 清水 亜紀子)

第3分科会

「多摩支部の現状と問題点」

多摩支部



■■■大規模支部の過酷な現状

1998年4月1日設立の三会多摩支部は、表向き会員数753人(東弁347人)と横浜弁護士会並み(788人)の大規模支部だが、管内に事務所のある弁護士は310人余りに過ぎず、実際に支部活動を担っているのはさらに少数で、多重な会務を掛け持ちしている。区部の弁護士数の30分の1の弁護士が人口の3分の1の400万人(区部800万人)に対するリーガルサービスを担っているのが支部の過酷な現状である。

■■■緊急の課題が山積

2009年4月、裁判所八王子支部が立川に移転し、同時に裁判員裁判が支部でも開始される。苦勞の末に建設した現支部会館とは別に、立川に新たな支部会館を建設しなければならないが、残された時間は4年を切っており、緊急の課題である。

管内の当番弁護士派遣件数は数年間で倍増しており、担当日に2か所派遣されることも少なくない。現在でも本会弁護士の応援を得ているが、さらに多摩東部の警察署を専門に応

援してもらう必要がある。被疑者国選が本格的に始まると、さらに倍増すると予想されており、多摩地区の当番弁護士制度はまさに破綻の危機に瀕している。

2006年4月の司法支援センター始動に向けて、支部管内に地方事務所支部を開設する必要がある。しかし、支部の場所や担当者の人選を含めて未確定であり、今後半年間に早急に具体化しなければならない。

■■■地域のニーズに応えるために

司法試験合格者3000人時代を迎えるが、支部の新規加入者は年間5人程度で、若手の不足と過重負担が顕著になっている。就職先の開拓と希望者の勧誘に支部全体で取り組む必要がある。

多くの新入支部会員が地域のニーズに応じて活躍するときこそ、「裁判所支部の本庁化」という地域司法計画の目標もおのずから達成されよう。

(多摩支部長 井上 章夫)

第4分科会

「Ⅰ 成年後見人の実務と判例さまざま Ⅱ 要介護高齢者相談事例から学ぶ」

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会



富田真美副委員長の司会で、2人の委員から報告がなされ、質疑応答が行なわれた。90名を超える参加者があり、全分科会の中では、ダントツの人気ぶりであった。

■ 成年後見人の実務と判例さまざま

赤沼康弘委員から、近時、国会から裁判所に対してなされた提言に関する報告の後、以下の裁判例に関する解説・報告がなされた。

取り扱った裁判例は、①東京高判H12.9.8、②東京高決H16.3.30、③札幌高決H12.12.25、④大阪高決H14.6.5、⑤札幌高決H13.5.30、⑥大阪家審H14.5.8、⑦東京家審H14.5.14、⑧福岡高判H16.7.21である。

成年後見の分野の重要判例は、これら①～⑧で網羅されており、中でも、②④⑧が特に重要であるとのことであった。

②は、後見開始の審判の申立の取下げが許されるとした裁判例であるが、恣意的な取下げを防止できない点につき疑問が呈されており、未公開の審判例には取下げを認めなかった

ものがあり、また、東京家裁後見センターでは権利濫用的な取下げに対しては何らかの対策が必要であると提言しているとの報告がなされた。

④は、任意後見契約に関する法律10条1項の解釈についての裁判例であるが、任意後見と法定後見・任意後見の優劣の考え方が報告され、作成に当たる公証人の権限に関する議論なども活発になされた。

⑧は、意思能力に関する裁判例であるが、事理弁識能力と意思能力の相違、意思能力の相対性について報告がなされた。

■ 要介護高齢者相談事例から学ぶ

伊東毅委員から、高齢者の虐待に関する部会が、福祉関係者とのカンファレンスで扱った事案についての検討項目について解説がなされた後、中村順子委員長・香川美里部会長・橋場隆志委員も加わり、参加者と意見交換がなされた。

(高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 磯崎奈保子)

第5分科会

「改正刑事訴訟法と刑事訴訟規則の問題点」

刑事弁護委員会



刑事弁護委員会は、昨年の「刑事訴訟法等の一部改正法成立後の刑事裁判と刑事弁護について」に続いて、「改正刑事訴訟法と刑事訴訟規則の問題点」というテーマで、竹村眞史副委員長を報告者として、本年11月から施行予定の改正刑事訴訟規則の勉強会を行なった。参加者は約34名であり、会員が関心を寄せる問題であることが強く窺われた。

■ 公判前整理手続の新設

最初に、公判前整理手続の新設に伴う事項についての報告が行なわれた。公判前整理手続では審理計画が策定され、弁

護人にも義務が課されるため、証拠収集上圧倒的に不利な立場にある弁護人の弁護活動が制約される危険があること、主張・立証活動の期限を定められた場合は、期限の厳守が要求されるため、弁護人の主張・立証活動が封じ込められる可能性があること、証明予定事実を早期に明示しなければならないため、検察官による弁護側の証拠潰しが可能になることなど、自己の経験を踏まえながら多くの問題点が指摘された。

■ 訴訟指揮権の強化

次に、公判前整理手続以外の訴訟指揮権の強化に伴う事項

についての報告が行なわれた。反対尋問でも尋問の見込み時間を申し出ること、反対尋問は主尋問終了後直ちに行なわなければならないこと、規則に違反したりした場合には処置請求が行なわれることなど、ここでも自己の経験を踏まえながら多くの問題点が指摘された。

■ 質疑応答・意見交換

質疑応答と意見交換は、各報告毎に分けて行なわれたが、今後の弁護活動に対する重大な制約になるのではないかとという見地からの質疑応答と意見がほとんどであった。

(刑事弁護委員会委員長 長谷川 直彦)

第 6 分科会

「面接から始める少年事件」

子どもの人権と少年法に関する特別委員会



■ 第 1 部 模擬面接

パネリストとして山内明子臨床心理士と津田玄児会員を招き、覚せい剤取締法違反保護事件（覚せい剤所持）の女子少年に対する模擬面接と討論を行なった。

まず、初回面接では少年が自発的に話をできるようにするため、どのような形で面接を始めるべきかという点について討論がなされた。その際、家庭環境（両親が離婚した経緯）など、少年が答えたくない可能性がある場合に、初回面接で聞いてよいのかという点につき、本人が自発的に話した内容については、本人に耐性があると考えられるので聞いても問題ないとの指摘がなされた。また、少年に対する課題設定を明確に行なうことが重要との指摘もなされた。

次に、発覚していない覚せい剤使用の事実を少年から打ち明けられた場合にどう対応すべきかにつき、まず、使用の事実も少年の更生との関係ではひとつの事情であるという立場で取り組みばよいとの指摘がなされた。その上で、少年の場合にはなぜいけないのかを説明してもなかなか伝わらないので、本人の自覚を促す方法が効果的であり、そのためになぜ

使ってしまうのかという点を質問していく、大変なことだということをはっきりと伝えるといった方法が提示された。

また、母親との共依存の関係がある場合については共依存の相手を否定することは本人の否定につながるので絶対にしてはならず、相手と切り離して自分を大切にすること（「あなたはどうかしたいのか」等）で話をしていくべきとの指摘がなされた。

■ 第 2 部 付添人プラクティス

昼食の時間を利用し、2 グループに分かれ、現在係属中の事件につき、ランチミーティングの形で報告・相談を行なった。

* * *

当番付添人制度がスタートしたこともあり、今回は面接のスキルアップという実践的なテーマに取り組んだが、充実したものであった。付添人活動のサポートとして、付添人プラクティスは毎月第 2・第 4 水曜日の正午から弁護士会会議室で今後も継続していくので是非ご参加いただきたい。

(子どもの人権と少年法に関する特別委員会研修委員 高井重憲)

第 7 分科会

「建て替えラッシュに向けて、アスベスト対策は大丈夫か？」

公害・環境特別委員会



今年 6 月に K 社のアスベスト禍が表沙汰になって以来、アスベストに関する問題が報道されない日はない。かような中、「石綿対策全国連絡会議」の事務局長を務めておられる古谷

杉郎氏により「建て替えラッシュに向けて、アスベスト対策は大丈夫か？」と銘打たれた講演が行なわれた。以下、講演の概略を報告する。

■■■ アスベストほど人体実験がされた物質はない

アスベストは古代から使われており、ここまで人体実験された物質はない。また、全盛期には3000種類を超える用途があり、アスベストと無縁の業種はなかった。

■■■ 中皮腫には治療法なし

アスベストが惹き起こす主な疾患としては、石綿肺、肺がん、中皮腫があり、中皮腫はアスベストによってのみ惹き起こされる疾患で、未だ治療方法がない。また、アスベストの被害にタバコが加わると、肺がんの確率は掛け算になる。

■■■ 行政の対応の遅れとマスコミの忘却

日本では、1971年に特定化学物質等障害予防規則が制定され、1975年には同規則が改正され、建物への吹きつけが原則として禁止された。1986年、ILO石綿条約が制定されたが、日本は未だ批准しておらず、近々ようやく批准する。

1980年代、アスベストが社会問題化したのが、法令は何も変わらなかった。にもかかわらず、その後マスコミはアスベスト問題を報じなくなってしまった。

■■■ 解決まで50年かかるか 100年以上かかるかの瀬戸際

日本でも2008年までに全面使用禁止とすることになっているが、それは問題解決への最初のステップに過ぎない。今こそきちんとした総合対策をとっておかないと、問題解決まで50年では終わらず、100年以上かかってしまう。これから問題となるのは、健康被害対策と既存のアスベストへの対応であり、後者については、①どこにあるのかの把握、②管理、③除去、④廃棄、の4段階に分けて対策を練る必要がある。

講演の概略は以上で、講演の後、活発な質疑応答が行なわれた。

(公害・環境特別委員会委員 伊藤 茂孝)

第8分科会

「行政・自治体の活動における 弁護士の具体的な取組みとその方策」

弁護士業務改革委員会



自治体と弁護士との新たな関係構築を目指す昨年の総論的議論を踏まえ、都下19の自治体から職員27名の参加を得て、弁護士による法的サービス提供の実践例を紹介し、今後の具体的方策を提案した。

■■■ 基調報告

須田徹委員長の開会挨拶の後、金田高志弁護士（愛知県弁）より介護サービス契約書をめぐる名古屋市役所との連携事例が紹介された。福祉関係者と弁護士との関係の希薄さ・弁護士の福祉に関する知識不足等の問題を克服し、全国に先駆けて契約書モデルを策定したことが報告された。

続いて、民事介入暴力対策特別委員会委員・金子正志会員より行政対象暴力における類型別対策について提言がなされた。「住民性」に呪縛されない厳格な対応、弁護士と連携した組織的対応などの具体的方策が示された。

また、日弁連弁護士業務改革委員会外部監査人制度運営小委員会副委員長・伊東健次会員より外部監査制度の現状と課題について報告がなされた。具体的事例に基づき外部監査の有用性が示される一方、自治体と弁護士との信頼関係

構築が課題との指摘もあった。

■■■ パネルディスカッション

江戸川区納税課特別整理係長・淡路公機氏より住民に対する貸付金等の私債権の管理・回収について、現状説明と職員研修・条例案策定等を通じた支援要請がなされた。

続いて、淡路氏、金田氏、金子会員、伊東会員、須田委員長をパネラーとして、会場の自治体職員の意見を聞きながら、法的問題に対する各自治体の取組みについてディスカッションを行なった。成年後見支援制度のあり方、専門分野に精通した弁護士の探し方、弁護士会の相談窓口などについて議論された。

■■■ 自治体専用相談センター構想

最後に、水上博喜委員より自治体専用相談センター（仮称）の構想が提示され、会場から期待とともに費用の明確化等の意見が寄せられた。

(弁護士業務改革委員会委員 若林 茂行)

第9分科会

「未決拘禁者の処遇について考える —代用監獄問題を中心に—」

刑事拘禁制度改革実現本部・刑事法対策特別委員会



■ 刑事立法研究会会員を招いて

第9分科会は、刑事拘禁制度改革実現本部と刑事法対策特別委員会との合同で、「未決拘禁者の処遇について考える—代用監獄問題を中心に—」とのテーマを掲げ、長年、刑事拘禁制度の研究を行なっている研究者集団である刑事立法研究会の会員2名を招き、当会会員11名及び他会会員1名が参加して行なわれた。

まず、緑大輔広島修道大学法学部助教授から、「刑事立法研究会未決拘禁執行要綱の概略と要綱策定以後の議論」と題して、刑事立法研究会が未決拘禁者の処遇について、無罪推定の貫徹と防御権保障を基本的視座として、一貫した社会的支援、未決拘禁要件の見直し、出頭確保のための代替手段の模索、起訴前身体拘束回避のための制度改革などの必要性について報告がなされた。

次に、下林秀人会員から、未決拘禁者等の処遇のあり方や代用監獄問題等についての日弁連の議論の紹介がなされた。

■ 研究者との貴重な意見交換

その後、福井厚法政大学大学院法務研究科教授から、「未決拘禁法策定に向けての具体的指標（政治的課題）について」と題して、ドイツにおいては、警察拘禁は極めて短時間しか行なわれておらず、裁判官の前に引致した後に警察に身柄が戻ることはないし、警察が取調のために拘禁を利用することもないことを紹介し、日本の代用監獄のような制度は世界的に見ても極めて異例の制度であるが、日本においてこれをどのような過程で廃止に持ち込むかは慎重に検討する必要があるという報告がなされた。

その後、会場で活発な討論が行なわれたが、研究者と貴重な意見交換をすることができ、大変に有意義な分科会であった。

（刑事拘禁制度改革実現本部事務局長 山下 幸夫）

第10分科会

「弁護士職務基本規程 —覚えておこう！新設規定と問題点—」

弁護士倫理特別委員会・綱紀委員会・紛議調停委員会



■ テーマと切り口

倫理、綱紀、紛議の関連三委員会合同により、弁護士職務基本規程をテーマとして、①弁護士倫理との運用上の基本的相違点、②新設された規定で注意すべき部分、③議論の分かれる部分の理解と対応、の3個の切り口で合同研修を行なった。参加者は、30人程。

■ 基調説明とパネルディスカッション

進行役は、弁倫委員長の岡田が務め、前半60分は、日弁連担当委員として基本規程の制定に携わった野々山哲郎弁倫委員により基調説明が行なわれた。

後半90分は、吉田健、野々山哲郎、横塚章、溝口敬人、山崎哲男の各弁倫委員に加えて、藤田吉信綱紀委員長、中川潤紛議委員長の参加を得て、基本規程第82条、弁護士法第56条1項の運用の実際について、パネルディスカッションによりケース研究の形式で進められた。例題は、基本規程第22条（依頼者の意思の尊重）、第29条1項（依頼者に対する受任の際の説明）、第36条（事件処理の報告と協議）の各違反が問題となるもので、議論は白熱したが、半ばでタイムアップとなり、あと60分は欲しかったとの声も聞かれた。

（弁護士倫理特別委員会委員長 岡田 康男）

全体討議《第1部》

「公判前整理手続における弁護のあり方 —模擬裁判を題材として—」

■目的

本年11月より、公判前整理手続が実施される。しかし、会員の間には、公判前整理手続の開始されることがあまり伝わっていないようである。また、仮に公判前整理手続という名称を知っていたとしても、裁判員制度と同時に開始されるという誤解も散見された。全体討議で公判前整理手続を取り上げたのは、まさに実施が目前にせまった制度の内容を学習するとともに、弁護人としていかに対応するか、という喫緊の課題に対応するためである。

■進行

まず、本年4月より東京地方裁判所で行なわれた裁判員模擬裁判の幹事山内雅哉・鎌田豊彦両会員を進行役として、制度全体を概観することから始まった。今回は、制度に詳しい西村健大阪弁護士会会員の協力を得て、制度全体の説明を受けた。その後、裁判員センター委員長代行西尾則雄会員、4月よりの模擬裁判の弁護人役を担当した山下幸夫会員、6月に東京地方裁判所で行なわれた裁判員模擬裁判で弁護人役を担当した堀井準会員の参加により、パネルディスカッションが行なわれた。

■内容

現実に行なわれた模擬裁判の進行に従い、個々の手続の問題点を検討する方法で進行した。ただし、模擬裁判の時

点では、改正刑事訴訟規則が確定してい

なかったことから、模擬裁判時と実際の手続では異なる場合もあることを指摘しながら進んでいった。

特に重要であるのが、新しい証拠開示制度の理解である。従前から認められている職権発動による証拠開示以外に、今回の改正で、証拠開示が制度として定められた。一定の類型証拠の証拠開示、主張関連証拠の証拠開示という新しい証拠開示を有効活用することが弁護士の課題となる。この論点についてはさらに「自由と正義」の連載記事を読み理解を深める必要がある。

■今後の動き

新しい制度が開始される。そのため、参加した会員も真剣に討議に聞き入っていた。裁判員制度が開始されるより先に、連日的開廷、公判前整理手続が施行される。決して裁判員制度とセットで導入されるのではない。裁判員制度の実施前に導入されるので、我々が被告人の権利保護のために有効な制度運用がされるよう運用をチェックし、われわれ弁護士も積極的に研修に参加して、研鑽を積むことが要求されている。

(日弁連裁判員制度実施本部幹事 坂本 正幸)



を題材として、基調報告とインタビューの2部構成で開催された。

■基調報告

司法改革総合センターの矢澤昌司委員から、基調報告として、総合法律支援法成立の経緯から日本司法支援センターの位置づけを確認するとともに、現時点での制度構築の内容につき、適切かつ合理的な制度構築と担い手の確保が

全体討議《第2部》

「東京地区における日本司法支援センター の態勢確立を目指して」

昨年に引き続き、日本司法支援センタ

最重要課題であるとの説明がなされた。

■インタビュー

日弁連日本司法支援センター推進本部の宮崎誠本部長代行(大阪弁)、日本司法支援センター東京地方準備会の軍司育雄委員長(一弁)、東京三会日本司法支援センターに関する協議会の亀井時子委員長(東弁)の3名をパネラーとして、日本司法支援センターの制度内容や現状の問題点につき、被疑者国選弁護の対応体制の確立の観点に絞ってお話を伺った。

このインタビューにおいては、労力に応じた国選弁護報

酬に関する現時点での法務省との協議内容や、被疑者国選弁護対応の厳しさ及びその担い手確保に関する日弁連の取り組み状況につき、宮崎氏から説明いただいた後、亀井会員から、東京の刑事弁護体制確立のための現在の議論状況についての報告があった。亀井会員からは、東京においても国選弁護・当番弁護士の登録率が低いことが問題で、さらに、三会協議会における議論としては、法務省管轄で独立性についての危惧が存すること、支援センターにおける恣意的配点が起こるのではないかと懸念、契約弁護士として登録する必要があることへの不安といった点が論点となっている旨が指摘された。

独立性の確保の点については、宮崎氏から、法律上弁護権の独立が定められており、これを受けて定められる法律事務取扱規程等において、弁護の独立性を阻害する内容が入ってくることはないと考えられることの説明があり、配点の問題については、亀井会員から、現在の東京三会での議論では、当番弁護士の配点については紹介センターが行ない、起訴前弁護については日本司法支援センターが行な

い、両者が情報交換協議を行なうこととするが、名簿の統一については、今後もプロジェクトチームを作って検討していくこととなっている旨の説明がなされている。

また、軍司氏からは、各弁護士に対して、日本司法支援センターの契約弁護士となってこの制度を積極的に支えて欲しい旨の要請があった。

最後に、多摩地域での対応体制確立がかなり厳しい状況となっていること、このためのスタッフ弁護士の導入、都市型公設事務所の設置、刑事弁護対応の区割り変更等が検討されているとの説明があった。

■会場発言

会場からの発言を受けたが、法律扶助協会の自主事業を委託事業として存続を要望する意見、弁護の独立性確保に対する懸念を表明する意見や、できるだけ弁護士会がコントロールできる制度構築を要請する意見等多数の発言があり、この問題に対する関心の高さが示された。

(司法改革総合センター副委員長 武藤 元)

全体討議 《第3部》

「新会社法 —中小企業への影響を中心に—」

■会社法の成立

会社法制の現代化を内容とする「会社法」が、2005年5月17日衆議院で一部修正の上、可決され、同年6月29日参議院で可決、成立した。会社法は平仮名口語体で表記され、現行の商法第二編、有限会社法、商法特例法等を1つの法典として再編成したものである。有限会社は株式会社に一体化され、「有限会社」が会社法上存在しなくなった。ただし、現行の有限会社は、会社法の規定による株式会社として存続するものとするが、「有限会社」の商号の継続使用を許し取締役の任期等についての現行の制度を維持する（整備法）とされている。

■新会社法における株式会社の機関設計

会社法部部長で、法制審議会会社法（現代化）部会の委員であった河和哲雄会員が講演した。まず、会社法制現代化の基本概念として、(1)大会社（2条6号）は現行法と同様であるが、中会社・小会社の区分は廃止された。(2)公開会社（2条5号）と公開会社でない会社、(3)定款自治の拡大について説明がされた。中小企業が選択できる多様な機関設計につき、表を示しながら説明がされた。

監査役の権限には業務監査権限と会計監査権限があるのが原則だが、非公開会社は、定款により会計監査権限に限

定できる。取締役、会計参与の法定任期

は2年、監査役の法定任期は4年であるが、非公開会社は定款で10年まで伸長が可能である。取締役と共同して計算書類を作成する会計参与の制度が新設された。

■新会社法における株式会社の設立・株式

会社法部副部長で、会社法の審議のため衆議院法務委員会に参考人として出席した内藤良祐会員が講演した。まず、最低資本金制度が撤廃されたなどの説明がされた。次に株式につき、株主の有する権利（105条）として①剰余金の配当、②残余財産分配、③議決権があり、①及び②の全てを与えないとする定款は無効である。株式の内容（107条）として、①譲渡制限、②取得請求権付株式、③取得条項付株式がある。種類株（108条）も柔軟化された。会社は、相続・合併による譲渡制限株式の取得者に対し売渡請求権を有する旨の定款を設けることが可能となった（174条）。

* * *

今回の会社法は中小企業への影響も大きく、90分ですべて説明できる内容ではないが、概要を知る有意義な講演となった。

(法律研究部会社法部副部長 本渡 章)

